

【下水道審議会関係例規】

● 那須塩原市下水道審議会規則

平成 17 年 1 月 1 日

規則第 146 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、那須塩原市下水道条例（平成 17 年那須塩原市条例第 191 号）第 41 条の規定に基づき、那須塩原市下水道審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ次に掲げる事項を調査、審議する。

- (1) 下水道の基本的事項に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか下水道に関して市長が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 下水道を使用する者
- (3) 下水道に関係する団体の構成員

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が当該職を失ったときは、任期中においても委員の職を失う。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、その選出は委員の互選とする。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長に事故があるとき、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、審議会の決定事項を市長に答申しなければならない。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、上下水道部下水道課において処理する。

● 那須塩原市下水道条例（抄）

平成 17 年 1 月 1 日

条例第 191 号

(審議会)

第 41 条 市長は、公共下水道事業に関し必要な事項を調査審議させるため、那須塩原市下水道審議会を置く。